



自動車税種別割、軽自動車税種別割の変更手続きを忘れずに

■自動車税種別割

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

◇引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

◇変更登録が間に合わないときは・・・

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

問合せ 札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190 *自動音声でご案内します。

ホームページURL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>

●軽自動車税種別割【軽自動車、二輪車等】

軽自動車税種別割は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の名義変更や廃車をした場合は、4月1日までに変更にかかる手続きを済ませてください。4月2日以降に手続きをしても、旧所有者に年税額の全額が課税されますのでご注意ください。

○次の場合は手続きが必要となります。

- ・軽自動車等を廃車した場合
- ・車両置き場の市区町村が変わった場合
- ・所有者が変わった場合
- ・盗難にあった場合

○軽自動車等の種別によって手続きの場所・問合せ先が次のとおりとなります。

種別	手続きの場所・問合せ先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車、ミニカー	余市町役場税務課課税グループ ☎0135-21-2115
125ccを超える二輪車	札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001
軽自動車（660cc以下）	全国軽自動車協会連合会札幌地区事務所 札幌市北区新川5条20-1-20 ☎011-768-3955

問合せ 税務課課税グループ ☎21-2115